平成３０年（フ）第３０２号
福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1566番地の２
債務者　川部　拓三
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３０４号
北九州市小倉北区江南町５番17―405号
債務者　境　　潤一
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４０号
福岡県京都郡苅田町大字集2542番地（町営住宅204号）
債務者　手島　淳子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
埼玉県三郷市花和田150番地　サニーレジデンスＳ１　203
債務者　堀内　稔文
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１９５号
埼玉県春日部市米島867番地18
債務者　松本　桂子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目563番地２　松本ビル
債務者　山下　哲郎
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２４０号
埼玉県三郷市高州３丁目72番地１　ハイツみさと公園102
債務者　後藤　　健
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
千葉県香取市虫幡577番地３
債務者　多田かのえ
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第１８３号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺731番地１、前住所大阪府泉南郡田尻町吉見707番地１
債務者　原口　栄子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８４号
大阪府貝塚市久保80番地９棟401号
債務者　梅木ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８９号
大阪府阪南市石田600番地の６　８棟301号
債務者　谷本　弘幸
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１９９号
大阪府泉佐野市中庄1073番地の１　佐野泉陽ヶ丘１―306
債務者　森岡　清美
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
大阪府阪南市石田266番地の７
債務者　川越　宏一
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８１０号
大阪市大正区泉尾７丁目10番２―601号
債務者　宮丸　京子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３８０号
東京都葛飾区東堀切２丁目17―８―311
債務者　柳沼梨恵子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４０３号
東京都大田区西六郷２丁目５―12
債務者　内藤　弘昂
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４２８号
東京都国分寺市泉町２丁目６―１―212
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部